

## 【県内全市町】使用制限対象施設一覧（8/27～）

### 1.飲食店等への要請〔特措法第45条第2項に基づく〕

<b>飲食店等</b> （宅配・テイクアウト サービスを除く）	飲食店	<b>【酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）またはカラオケ設備提供をする場合】</b> ・施設の休止 <b>【酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）およびカラオケ設備を提供しない場合】</b> ・営業時間短縮（5時～20時）
	喫茶店	
	居酒屋	
	カラオケ喫茶	
	バー（接待や遊興を伴わないもの）	
<b>遊興施設</b> ※食品衛生法の飲食店 営業の許可等を受けて いる施設	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー（接待や遊戯を伴うもの）	
	ダーツバー	
	インターネットカフェ	
	マンガ喫茶	
ライブハウス		
<b>カラオケ</b>	カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。）	
<b>結婚式場</b> ※食品衛生法の飲食店 営業の許可等を受けて いる施設	結婚式場	
	※ホテル・旅館等での結婚式を含む	

（注1）結婚式場は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく（50人または収容定員の50%のいずれか小さいほう）での開催をお願いする。

（注2）インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持ち込み含む）およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いする。

#### 【営業に際しての要請内容】

〔特措法第45条第2項に基づく要請〕

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の整理および誘導
- ・手指消毒設備の設置
- ・施設の消毒
- ・発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- ・アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策

〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- ・「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- ・感染予防対策実施宣言書の掲示
- ・業種別ガイドラインの遵守（最新の業種別ガイドラインの確認を）

2.飲食店等以外への要請

(1) 営業時間短縮の要請をする施設例

遊技施設	マージャン店	<p>【床面積の合計が1000㎡超の施設】 〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・営業時間短縮(5時から20時まで) <u>(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)</u></p> <p>【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 〔法に基づかない働きかけ〕 ・営業時間短縮(5時から20時まで) <u>(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)</u></p>
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	
遊興施設	パブ	
	性風俗店	
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	射的場	
	場外馬(車・舟)券場	
	勝馬投票券発売所	
観光遊覧船		
サービス業を営む施設 (生活必需サービス除く)	土産物店	
	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	
	ペット美容院(トリミング)	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	リラクゼーション	
展望室		

<b>商業施設</b>	大規模小売店	<p>【床面積の合計が1000㎡超の施設】 〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・営業時間短縮(5時から20時まで) <u>(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)</u></p> <p>【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 〔法に基づかない働きかけ〕 ・営業時間短縮(5時から20時まで) <u>(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)</u></p>
	百貨店	
	スーパーマーケット	
	ショッピングセンター(地下街含む)	
	家電量販店	
	かばん・袋物小売業	
	雑貨屋	
	ホームセンター	
	建具小売業	
	楽器小売業	
	写真機・写真材料小売業	
	建築材料小売業	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商(質屋、リサイクルショップ除く)	
	金券ショップ	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
囲碁・将棋盤店		
DVD/ビデオショップ・レンタル		
アウトドア用品、スポーツグッズ店		
ゴルフショップ		

(注)生活必需物資：食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料(特措法施行令第11条第7号)、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具等

【その他の要請・働きかけ内容】

〔特措法第45条第2項に基づく要請〕

・商業施設(1,000㎡超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。(最新の業種別ガイドラインの確認を)
- ・百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設以外の施設(1,000㎡超)の管理者等は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- ・感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- ・発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の働きかけ)

- ・店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛
- ・商業施設(1,000㎡以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設以外の施設(1,000㎡以下)の施設管理者等は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

(2) イベント関連施設例

<b>劇場、 映画館等</b>	劇場	<p>【床面積の合計が1000㎡超の施設】 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21時までの営業時間短縮要請</li> </ul> <p>(ただし、イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請)</p> <p>※オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
<b>集会・ 展示施設</b>	演芸場	<p>【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21時までの営業時間短縮</li> </ul> <p>(ただし、イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮)</p> <p>※オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
	集会場	
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
<b>ホテル・ 旅館</b>	文化会館	<p>※オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
	多目的ホール	
<b>運動施設 遊技施設</b>	ホテル (集会の用に供する部分に限る)	<p>【床面積の合計が1000㎡超の施設】 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20時までの営業時間短縮要請</li> </ul> <p>(ただし、イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請)</p> <p>※オンライン配信の場合は時間短縮不要</p> <p>【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20時までの営業時間短縮</li> </ul> <p>(ただし、イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮)</p> <p>※オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
	旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
	体育館	
	水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
<b>博物館等</b>	野球場	<p>※オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
	テニス場	
	弓道場	
	博物館	
	美術館	
	科学館	
	記念館	
水族館		
動物園		
植物園		

【その他の要請・働きかけ内容】

〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- ・ イベント開催の人数上限等要件を遵守すること。
- ・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。（最新の業種別ガイドラインの確認を）
- ・ 商業施設以外の施設（1,000㎡超）の管理者等は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- ・ 感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- ・ 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

〔法に基づかない協力の働きかけ〕

- ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛
- ・ 商業施設以外の施設(1,000㎡以下)の施設管理者等は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

※ 飲食店等の取り扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容(特措法第45条第2項)に準じる。

3.休業や営業時間短縮の要請および働きかけをしない施設例

<b>社会福祉施設等</b>	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	
	放課後児童クラブ（学童保育）	
	障がい児通所支援事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
<b>学校・文教施設</b>	その他の社会福祉施設	<p>〔特措法第24条第9項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等において、感染リスクの高い活動等の制限</li> <li>・大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等</li> <li>・感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）</li> </ul> <p>〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインの活用等</li> </ul>
	幼稚園	
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
	大学	
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
そろばん教室		
バレエ教室		
体操教室		
<b>生活必需物資販売施設</b>	卸売市場	<p>〔特措法第24条第9項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）</li> </ul>
	食料品売場（移動販売店舗を含む）	
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングセンター（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	寝具店	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
鍵屋		
家具屋		
自動車販売店、カー用品店		
花屋		

<p><b>図書館</b></p>	<p>図書館</p>	<p>〔特措法第24条第9項〕          ・感染防止対策の徹底          （業種別ガイドラインの遵守の徹底）</p> <p>〔法に基づかない働きかけ〕          ・適切な入場整理</p>
<p><b>葬祭場</b></p>	<p>葬儀場</p>	<p>〔特措法第24条第9項〕          ・感染防止対策の徹底          （業種別ガイドラインの遵守の徹底）</p> <p>〔法に基づかない働きかけ〕          ・酒類提供の自粛（酒類の店内持込含む。）</p>
<p><b>生活必需 サービスを提供する店 舗等</b></p>	<p>理髪店          美容院          銭湯（公衆浴場）（物価統制令の対象となるもの）          郵便局          メディア          貸衣裳屋          不動産屋          火葬場          質屋          獣医          修理店（時計、靴、洋服等）          ランドリー          クリーニング店          ごみ処理関係          神社          寺院          教会</p>	<p>〔特措法第24条第9項〕          ・感染防止対策の徹底          （業種別ガイドラインの遵守の徹底）</p> <p>〔法に基づかない働きかけ〕          ・適切な入場整理          ・店舗での飲酒につながる酒類提供          （酒類の店内持込含む。）およびカラオケ設備の使用自粛</p>

(注)上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も対象外